



筑紫女学園大学リポジット

The Old-age Pension Structure in Public Pension System in Germany

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-03-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 斐, 海善, BAE, Haesun メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/1153

ドイツの公的年金制度における老齢年金構造

裴 海 善

The Old-age Pension Structure in Public Pension System in Germany

Haesun BAE

はじめに

ドイツの公的年金保険（Gesetzliche Rentenversicherung）は1889年に導入されてから、第1次と第2次世界大戦、東西ドイツの分断と統一という歴史、社会経済的变化、人口動態変化に対応しながら年金制度の改革を取り組んできた。1990年10月の東西ドイツ統一後、1991年に東西年金制度が統合され、公的年金制度は『社会法典第6巻：Sozialgesetzbuch Sechstes Buch（SGBVI）』（1992年1月施行）にまとめられた。

公的年金保険における被用者年金は2004年までは事務職と生産職で別れていたが、2005年の年金保険の組織改革により、二つの年金保険が統合され、被用者全体を対象とする「一般年金保険」（Allgemeine Rentenversicherung）が発足された。社会法典第6巻（以下、SGBVI）は、一般年金保険と鉱山労働者年金保険（Knappschaftliche Rentenversicherung）で構成されている。

一般年金保険における年金給付には、老齢年金（Rente wegen Alters：加入期間による3種類と重度障害者年金）、障害年金（Rente wegen vermindelter Erwerbsfähigkeit：部分障害と完全障害）、遺族年金（Rente wegen Todes：小寡婦（夫）・大寡婦（夫）年金、養育年金、孤児年金）がある（SGBVI § 33）。本稿では、被用者全般を対象とする一般年金保険の老齢年金に焦点を置き、年金計算公式、老齢年金の種類別受給要件、年金繰り上げと繰り下げなど、老齢年金の構造と特徴を確認することを試みた。

1. 老齢年金の計算と調整

1) 年金月額計算公式

公的年金の月額計算公式はSGBVIの § 64から § 69（年金計算と調整）、§ 70から § 78（個人報酬点数の算出）に定められている。年金月額の計算公式は、個人報酬点数（EP: persönliche Entgeltpunkte）、年金種類係数（RAF: Rentenartfaktor）、年金現在価値（AR: aktueller Rentenwert）に基づく。個人報酬点数（EP）は、受給年齢係数（ZF: Zugangsfaktor）と報酬点数の合計（SEP: Summe der Entgeltpunkte）を乗算して決められ、年金種類別係数（RAF: Rentenartfaktor）と年金現在価値（AR:

Aktueller Rentenwert) によって調整され年金額が決まる。年金調整 (SGBVI § 65) は、毎年7月1日に行われ、前年度の年金現在価値 (AR_{t-1}) は新しい年度の年金現在価値 (AR_t) に置き換えられる。

<図表 1> 年金額計算公式

$\text{個人報酬点数 (EP)} = \text{受給年齢係数 (ZF)} \times \text{報酬点数合計 (SEP)}$ <p style="text-align: center;">(SGBVI § 77, § 264d) (SGBVI § 66)</p>
$\text{年金額} = \text{個人報酬点数 (EP)} \times \text{年金種別係数 (RAF)} \times \text{年金現在価値 (AR)}$ <p style="text-align: center;">(SGBVI § 67, § 255) (SGBVI § 68)</p>

出典：Bundesministerium der Justiz (BMJ) & Bundesamt für Justiz (BfJ): SGBVI, Deutsche Rentenversicherung Bund (DRVB): Rentenberechnung 2021: 5-19

2) 個人報酬点数 (EP)

(1) 個人報酬点数合計 (SEP)

老齢年金は、被保険者には所得代替機能、遺族年金には生計費代替機能がある。個人報酬点数 (EP: persönliche Entgeltpunkte) 計算の基本になるのは、「老齢年金、障害年金、養育年金」の場合は被保険者の報酬点数、「寡婦(夫)年金と半孤児年金」の場合は死亡した被保険者の報酬点数、「完全孤児年金」の場合は死亡した2人の被保険者の中で高い方の報酬点数である。

個人報酬点数 (EP) は、以下の①～⑩項目の報酬点数の合計 (SEP) と受給年齢係数 (ZF) を乗算して決められる (SGBVI § 66)：①保険料納付期間、②保険料免除期間、③保険料減額期間の増額 (例：職業訓練期間)、④年金調整 (Versorgungsausgleich) または年金分割 (Rentensplitting) による増額または減額、⑤老齢年金の繰り上げ受給の場合、企業年金の受給権または年金平準化基金の受給権による一時額の場合の保険料納付による増額、⑥低額報酬雇用の報酬点数につく増額、⑦解消された労働価値積立 (Wertguthaben)¹⁾ による労働報酬 (SGBVI § 23b に基づく)、⑧老齢年金開始後の保険料納付による報酬点数の増額、⑨特別国外勤務期間の報酬点数の増額、⑩一時的な追加保険加入軍人の報酬点数の増額、⑪長期加入被保険者の報酬点数の増額 (⑪の報酬点数は、§ 97a (長期被保険者の報酬点数の割増による所得計算) の適用のため、他の個人収益点数 (①～⑩) とは分離して算出され、長期被保険者期間の増額と受給年齢係数 (ZF) で乗算される)。

(2) 受給年齢係数 (ZF)

①年金受給開始年齢の引き上げ

年金の受給年齢係数 (ZF: Zugangsfaktor) は、1992年から年金公式に取り入れられおり、年金種類によって受給開始年齢は異なる (SGBVI § 77, § 264d)。標準受給開始年齢 (Regelaltersgrenze) に達した老齢年金の ZF は「1.0」で、繰り上げ受給の場合は ZF は減額 (Abschlag) され、繰り下げ受給の場合は ZF に増額 (Zuschlag) が付く。

2007年の「年金受給開始年齢調整法」制定により、年金受給開始年齢は2012年から段階的に引き上げられた。一般年金保険の老齢年金には四つの種類があるが (2章参考)、それぞれ待機期間

(Wartezeit：保険料の最低納付済み期間)と受給開始年齢が異なる。年金受給のための待機期間が5年である「標準老齢年金」(Regelaltersrente)の場合、受給開始年齢は2012年から2031年にかけて「65歳から67歳」(1947年から1963年生まれが対象)へと段階的に引き上げられ、2032年(1964年生まれ)からは67歳となる。

②年金繰り上げとZFの低下

特例として、待機期間「45年」を満たした特別長期被保険者(BLV: besonders langjährig Versicherte)の場合は、63歳から「減額なし」の老齢年金が受給可能であるため(ZF「1.0」)、年金繰り上げは申請できない(§236b)。

待機期間「35年」を満たした長期被保険者(LV: langjährig Versicherte)の場合、63歳から「年金繰り上げ」が申請可能であるが(§236)、ZFは暦月ごとに「0.003」(0.3%)低下する。ZFの減額率は、年金受給年齢1年前であれば3.6%、3年前は10.8%、5年前は18%となる。例えば、長期被保険者(LV)が標準受給年齢に達する前に、63歳から3年間繰り上げる場合、ZFは1.0から0.892へと下がる($36\text{か月} \times 0.003 = 0.108$)。1,000ユーロの年金は、108ユーロ減少し892ユーロになる。

③障害年金・養育年金・遺族年金の受給年齢の引き上げ

障害年金(§43: Rente wegen verminderteter Erwerbsfähigkeit)、養育年金(§47: Erziehungsrente)と遺族年金(§46: Hinterbliebenenrente)の場合、ZFは同じく「1.0」である。これら三つの年金の年金受給開始年齢は、2012年「63歳」から段階的に引き上げられ、2024年には65歳、2032年には67歳が基準となる。2024年1月1日の前に被保険者の死亡による遺族年金が開始された場合、ZFの決定は、63歳は65歳へと入れ替えられる(SGBVI §264d)。

年金繰り上げは最大3年で、年金受給開始年齢が2012年に63歳であれば60歳から(遺族年金の場合は被保険者の死亡が2012年)、2024年に65歳であれば62歳から年金繰り上げが申請可能である。但し、ZFも暦月ごとに「0.003」(0.3%)低下し、3年繰り上げる場合、ZFは最大0.892まで低下する($36\text{か月} \times 0.003 = 0.108$ 減)。

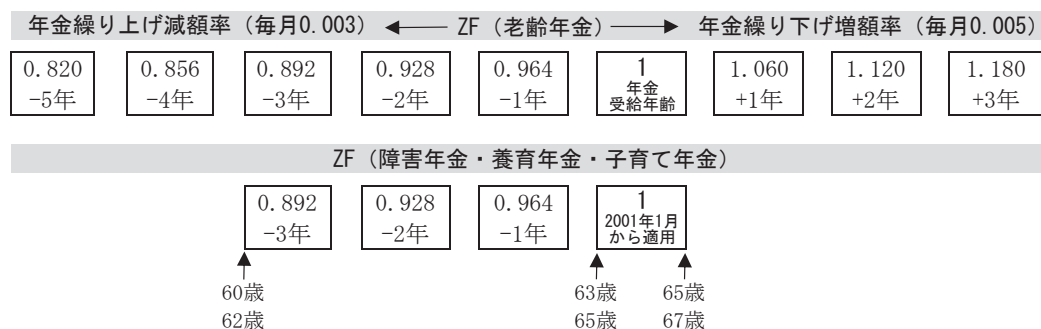
例えば、2020年に62歳になる完全障害の被保険者の場合、受給開始年齢は64歳4か月であるが、年金繰り上げは61歳4か月から可能であるため、受給開始年齢の28か月前に年金繰り上げを申請することになる。ZF「1」は0.084減少し(28か月×0.003)、0.916になる。1,000ユーロの年金は、8.4%減の916ユーロになる。

④年金繰下げとZFの引上げ

標準受給開始年齢に達し、その時点で年金受給要件が満たされているが老齢年金受給を繰り下げると、ZFに増額率がつく。年金が請求されなかった暦月ごとに、ZFは「0.005」(0.5%)高まる。この規定は「1992年から年金受給」が開始される標準老齢年金から実施された。

例えば、2021年3月14日で年金受給年齢である65歳9ヶ月になり、老齢年金受給の待機期間も満たされた場合、年金受給を2021年5月1日に開始すると、ZFは1.0から0.005高まり1.005になる。月額年金が1,000ユーロであれば、1,005ユーロへと高まる。年金受給を2022年4月1日に開始すると、ZFは1.0から1.06となり(12カ月×0.005)、月額年金1,000ユーロは1,060ユーロへと高まる(DRVB: 25 Auflage, 2021: 10-14)。

＜図表2＞老齢年金の受給年齢係数（ZF）（年金繰上げと繰下げの場合）



出典：BfJ:SGBlV § 77, DRVB : 25 Auflage, 2021 : 11-12、により筆者作成

注：障害年金の受給開始年齢の算入期間は、2014年の年金給付改善法により「60歳→62歳3か月」、2019年の年金給付改善法により「62歳3か月→65歳8か月」に、2020年1月から年金受給開始年齢の算入期間は段階的に引上げられ、2032年からは「67歳」になる。

3) 年金種別係数（RAF）

①年金種別係数

年金種別係数（RAF: Rentenartfaktor）は、各年金種別別年金額の比率をお互いに調整する機能をする（SGBVI § 67）。年金種別係数（RAF）には8つの種類があり、その係数によって個人報酬点数（EP: Persönliche Entgeltpunkte）が調整される：①老齢年金「1」、②障害年金（就業能力低下年金）の場合は、完全障害年金「1」、部分障害年金「0.5」、③遺族年金における養育年金（Erziehungsrente）「1」、④孤児年金（18歳未満が対象）の場合は、半孤児年金「0.1」、完全孤児年金「0.2」である。⑤寡婦年金の場合、小寡婦（夫）年金は「0.25」で2年有期給付であり、大寡婦（夫）年金は「0.55」で無期給付である。

②小寡婦（夫）年金と大寡婦（夫）年金の係数

寡婦（夫）年金は、「死亡した配偶者（またはパートナー）の待機期間が5年以上で、結婚生活1年以上、再婚していない」の条件が満たされると支給される。配偶者の死亡後の最初3か月までは遺族の生活変化を配慮した一時的な有期給付期間で（死亡四半期：Sterbevierteljahr）、死亡した配偶者の老齢年金の全額（EPは「1」）が支給される。

配偶者の死亡日から3か月以後は、配偶者の死亡年度時の寡婦（夫）の年齢と18歳未満の子の有無、寡婦（夫）自身の障害有無により、小寡婦年金（kleinen Witwenrente）と大寡婦年金（großen Witwenrente）に分かれて、年金の受給期間とEPは異なる。小寡婦と大寡婦の年齢基準は2012年前までは「45歳」であったが、2012年から老齢年金の支給開始年齢の引き上げとともに寡婦（夫）年金の受給開始年齢も2012年から段階的に高まり、2029年には「47歳」が基準となる（図表4）。

小寡婦（夫）年金の受給資格は、「45歳11か月未満で（配偶者が2022年に死亡した場合）、障害も18歳未満の子供もいない場合」である。小寡婦（夫）年金のEPは死亡した配偶者老齢年金の4分の1である「0.25」（25%）が配偶者死亡日から「2年間」支給される（2002年前に結婚し、かつ、少なくとも1人の配偶者が1962年1月2日前に生まれた場合は2002年前の旧法が適用され、受給期間の制限はない）。

大寡婦（夫）年金の受給資格は「45歳11か月以上（配偶者が2022年に死亡した場合）」または「18

歳未満の子がいる」または「遺族配偶者自身が部分・完全障害者である」のいずれかの条件を満たす場合である（§46）。大寡婦年金は、この3つの基準のいずれかが該当しなくなった時点で支給が終了する。

大寡婦（夫）年金の年齢制限は配偶者が2012年前に死亡した場合は「45歳」であったが、配偶者が2012年以後に死亡した場合、大寡婦（夫）年金の受給年齢は段階的に引き上げられ、配偶者が2029年に死亡した場合は、大寡婦（夫）年金は47歳から受給することができる（§46）。なお、2001年遺族年金法改正により、配偶者が死亡したのが2002年以後であれば、大寡婦（夫）年金のEPは「0.55」である。配偶者死亡後3か月（死亡四半期）以降は、死亡した配偶者の老齢年金の55%（旧法では60%）が無期限に支給される。配偶者が死亡したのが2002年1月1日前、または2002年以前に結婚し、かつ配偶者の少なくとも1人が1962年1月2日前に生まれた場合、「旧法」が適用され、EPは「0.6」である。

配偶者が2002年1月以降に死亡した場合は新法が適用され、小寡婦（夫）年金の給付期間が2年間の有期給付となり、大寡婦（夫）年金のEPが「0.6」から「0.55」へと低下したことを補うため、新法が適用される寡婦年金受給者には、3歳未満の子を養育した期間に「養育手当」（Zuschlag für Kindererziehung）が支給される。養育手当は「死亡四半期」後から支給され（夫死亡後の4か月目から）、手当額は子供の数によって異なる（SGBVI § 67, § 255）。

③孤児年金の係数

両親を亡くした満18歳未満の孤児には、死亡した親が5年間の待機期間を満たしている場合、孤児年金が支給される。片方の親を亡くした半孤児年金（Halbwaisenrenten）のEPは「0.1」で、死亡した被保険者の老齢年金の10%が支給される。両親ともに亡くした完全孤児年金（Vollwaisenrenten）のEPは「0.2」で、死亡した被保険者の老齢年金の20%が支給される。

孤児年金は子供が18歳の誕生日になるまで定期的に支給される。ただし、子供が学校または職業訓練を受けている場合、ボランティア活動をしている場合、障害がある場合は、遅くとも27歳の誕生日まで孤児年金を受け取ることができる。

＜図表3＞年金種類別係数

年金種類	老齢年金	養育年金	障害年金		遺族配偶者年金		孤児年金	
			部分障害	完全障害	小寡婦（夫）	大寡婦（夫）	半孤児	完全孤児
係数	1	1	0.5	1	配偶者死亡後3か月：1 配偶者死亡後3か月以後 0.25 0.6 / 0.55 (2年間支給) (無期限支給)		0.1	0.2

出典：BfJ; SGBIV § 67, DRVB: 25 Auflage, 2021: 16: 11-12、により筆者作成

＜図表4＞大寡婦（夫）年金の年齢引き上げ

配偶者の死亡年度	大寡婦（夫）年金受給年齢	配偶者の死亡年度	大寡婦（夫）年金受給年齢
2012年以前	45歳	2023年	46歳
2012年	45歳1か月	2024年～2028年まで	毎年2か月ずつ引上げ
2012年～2022年まで	毎年1か月ずつ引上げ	2029年	47歳

出典：筆者作成

注：老齢年金の受給開始年齢は、2012年から段階的に高まり、2031年には1964年以後生まれから67歳になる。

4) 年金現在価値 (AR)

年金現在価値 (AR: Aktueller Rentenwert) は、「1 歴年の被保険者全体の平均報酬額に基づく保険料」を1年間納付した場合の一般年金保険の老齢年金の報酬点数 (EP) 「1」に基づく月額で、従業員1人当たりの税込み給与、一般年金保険の保険料率、持続可能性係数を乗算して決められ、毎年7月1日に更新される。現在使っている現在価値公式は (SGBVI § 68)、2014年7月1日以降からである。

2022年7月1日時点で、老齢年金の報酬点数「1」の年金月額の現在価値は、旧西ドイツで36.02 ユーロ (2021年34.19 ユーロから5.35% 増加)、旧東ドイツで35.52 ユーロ (2021年33.47 ユーロから6.12%増加) で、東の年金価値は西の年金価値の98.6% である。

2017年7月17日の年金移行終了法 (Rentenüberleitungs-Abschlussgesetz) 制定により、2018年7月1日以降、旧東ドイツの年金価値は毎年0.7%ポイントずつ高まるように調整され、2024年7月までに調整が完全に完了し、2025年1月1日から、ドイツ全土で均一な年金価値が適用 (Einheit der Renten) される予定である (斐: 2022年8月、p.95)。

<図表5>年金現在価値公式 (SGBIV § 68) (2014年7月以後適用する公式)

年金現在価値 (AR_t) = ①前年度年金現在価値 (AR_{t-1}) × ②賃金係数 × ③保険料率係数 × ④持続可能性係数

$$AR_t = AR_{t-1} \times \frac{BE_{t-1}}{BE_{t-2}} \times \frac{100 - AVA_{2012} - RVB_{t-1}}{100 - AVA_{2012} - RVB_{t-2}} \times \left(1 - \frac{RQ_{t-1}}{RQ_{t-2}} \right) \times \alpha + 1$$

①年金現在価値 (AR_t): 毎年7月1日から1年間適用される年金現在価値

(AR_{t-1}) は、前年度の年金現在価値

②賃金係数 (Lohnfaktor): BE_{t-1}は前年度、BE_{t-2}は前々年度の加入者平均税込み報酬

③保険料率係数 (Beitragsatzfaktor): 2012年度適用されたリースター年金保険料率 (4%) が適用される。AVA_{t-1}は2012年の老齢保障比率 (Altersvorsorgeanteil) 4%、RVB_{t-1}は前年度、RVB_{t-2}は前々年度の一般年金保険の平均保険料率である。

④持続可能性係数 (Nachhaltigkeitsfaktor): 保険料納付者数に対する年金受給者数の比率で計算される。RQ_{t-1}は前年度、RQ_{t-2}は前々年度の年金受給者の割合、αは「0.25」である。

2. 老齢年金の種類別受給要件

1) 受給年齢の引き上げと待機期間

人口の高齢化に対応し、年金給付金の大幅な削減を図るため、1996年9月の「成長雇用調整法」が制定 (1997年1月施行) され、老齢年金の「繰り上げ受給者」の開始年齢は1997年から段階的に引き上げられた。また、2007年3月の「年金受給開始年齢調整法」 (RV-Altersgrenzenanpassungsgesetz) 制定により (2008年1月施行)、標準受給開始年齢 (Regelaltersgrenze) は2012年から長期間にわたり、「65歳から67歳へ」と段階的に引き上げられた (1947~1963年生まれが対象)。標準受給開始年齢は、被保険者の生年月によって異なり、1947年生まれは65歳、1964年生以後生まれは67歳 (1965年生まれは2032年) へと段階的に高まる (斐: 2022年1月、p.77)。

「待機期間」は、年金受給に必要な保険料の最低納付済み期間で、年単位ではなく月単位で測る。待機期間には保険料免除期間も含まれる。年金種類によって、年金受給に必要な待機期間は5年、20年、25年、35年、45年に分かれる。「待機期間5年」は、標準老齢年金、障害年金、遺族年金（死亡した被保険者の待機期間）の受給条件である。障害年金は、障害が発生する前に少なくとも「待機期間5年以上」（この中、3年間は就業により強制保険料納付済みであること）である被保険者は請求可能である。「待機期間20年」は、一般的な待機期間5年を終了する前に就業能力が完全に低下した被保険者に対する完全障害年金の条件である（SGBVI § 43⑥）。「待機期間25年」は、長年坑内で就労した鉱山労働者と50歳以上の鉱山労働者の年金受給条件である。「待機期間35年」は、長期被保険者と重度障害者の受給条件、「待機期間45年」は、特別長期被保険者向けの受給条件である（SGBVI § 50, DRVB HP: Mindestversicherungszeit, DRVB: Nr. 106, Oct. 2021）。

2) 老齢年金の4種類

公的年金の老齢年金には、「標準老齢年金」「長期被保険者老齢年金」「特別長期被保険者の老齢年金」「重度障害者の老齢年金」の異なる名称で分かれており、待機期間と受給開始年齢がそれぞれ異なる（図表6～7）。

①標準老齢年金（RAR: Regelaltersrente）

待機期間は「5年」で、就業または子育てをした殆どすべての被保険者は受給権がある。標準受給開始年齢（Regelaltersgrenze）に達してから老齢年金が受給できるが、受給年齢は2012年65歳から2031年67歳へと段階的に高まり、1964年以後生まれは2032年67歳から受給可能である。

②長期被保険者老齢年金（LV: Altersrente für langjährig Versicherte）

待機期間「35年以上」が対象で、35年には年金法に基づくすべての期間が含まれる。受給開始年齢は65歳から67歳へと段階的に引き上げられ、1964年以後生まれからは67歳になる。「63歳」から標準受給年齢に達するまで「年金繰り上げが請求可能」であるが、繰り上げる月ごとに、ZF（受給年齢係数）は0.3%低下し、減額は最大14.4%（0.3×48か月）である。

③特別長期被保険者老齢年金（BLV: Altersrente für besonders langjährig Versicherte）

1972年の年金改革により、待機期間「45年以上」の被保険者は、最低63歳から「減額なし」で老齢年金を受給することができる（財源は、保険料納付者と年金受給者が負担）。任意保険料期間も待機期間に含まれる。但し、任意保険料の場合は最低18年以上の強制保険料を納付した雇用期間がある場合のみ算入される。

待機期間45年以上の特別長期被保険者の老齢年金は、標準老齢年金受給者より「減額なし」の受給年齢が2年早いので、繰り上げ受給は申請できない。2014年の年金給付改善法により、「減額なし」の年金受給年齢は、1952年生まれまでは「63歳」からであるが、1953年～1963年生まれは、年金受給年齢は63歳から65歳へと段階的に高まり、1964年以後生まれからは「65歳」になる。

④重度障害者老齢年金（SBV: Altersrente für schwerbehinderte Menschen）

重度障害者は仕事を見つけることは特に困難であり、標準年金受給開始年齢まで働くのは容易でない。重度障害者とは、障害等級（GdB: Grad der Behinderung）が最低50以上（最高GdB = 100）

の人で、重度障害は、重度障害者証明書または通知書によって証明される。

重度障害者の場合、年金受給開始申請の際に「重度障害証明書の提示」「待機期間35年以上」の条件を満たせば、標準老齢年金より2年早く「減額なし」の老齢年金を受給することができる。「減額なし」の年金受給開始年齢は、1953～1963年生まれは63歳から65歳へと段階的に高まり、1964年以後生まれからは「65歳」になる。年金繰り上げは60歳から請求できるが、繰り上げ月ごとに0.3%減額され、3年繰上げる場合、10.8%減額される。また、年金繰り上げ受給年齢は60歳から62歳へと段階的に高まる（DRVD: Nr. 200, Juli 2021, BRVB: Nr.1 06, Oct. 2021）。

<図表6> 老齢年金の年金受給開始年齢の引き上げ（2012年から受給年齢の段階的な引上げ）

出生 年度	標準老齢年金 (5年以上) (Regelaltersrente)			長期被保険者 (35年) (langjährig Versicherte)				特別長期被保険者 (45年) (BL Versicherte)			重度障害被保険者 (重度障害+35年) (Schwerbehinderte)						
	65歳→67歳			65歳→67歳				63歳→65歳			63歳→65歳						
	引上げ 月数		受給年齢	引上げ 月数		正常 受給年齢		63歳 年金繰上げ 開始	引上げ 月数		正常 受給年齢		引上げ 月数		正常 受給年齢		年金繰上げ開始 年齢 (最大3年 ZFは10.8%減額)
	カ月	歳	カ月	カ月	歳	カ月	減額%	カ月	歳	カ月	カ月	歳	月	歳	カ月		
1957	11	65 (2022年)	11	11	65	11	10.5	10	63	10	11	63	11	60			
1958	12	66	0	12	66	0	10.8	12	64	0	12	64	0	61	0		
1959	14	66	2	14	66	2	11.4	14	64	2	14	64	2	61	2		
1960	16	66	4	16	66	4	12	16	64	4	16	64	4	61	4		
1961	18	66	6	18	66	6	12.6	18	64	6	18	64	6	61	6		
1962	20	66	8	20	66	8	13.2	20	64	8	20	64	8	61	8		
1963	22	66	10	22	66	10	13.8	22	64	10	22	64	10	61	10		
1964	24	67歳 (2031年)	0	24	67歳	0	14.4 (0.3×48月)	24	65歳 (2029年)	0	24	65歳 (2024年)	0	62歳	0		

出典：Deutsche Rentenversicherung Bund, Die richtige Altersrente für Sie, 16. Auflage Nr.200, Juli 2021, pp. 8-16に
より筆者作成。https://www.deutsche-rentenversicherung.de, Altersrente für Bergleute

注：ドイツでは企業の定年は65歳であったが、2012年から2029年にかけて67歳へと段階的に高まることになった。

3. 繰り上げ受給と追加報酬限度額

1) 年金繰り上げ減額率と年金保険料

① 繰り上げと受給年齢係数 (ZF) の減額率

老齢年金受給の際には「受給開始時期と在職状況」に応じていくつかの選択肢がある。老齢年金の受給開始年齢に達する前に、受給開始年齢を繰り上げて早期年金受給を申請する場合、繰り上げ受給額は、全額年金 (Vollrente) または部分年金 (Teilrente) として請求することも可能である。部分年金額は全額年金 (Vollrente) の最低10%、最高99%までである (SGBVI § 42)。

年金繰り上げ受給を希望する場合、通常、減額 (Abschläge) を考慮しなければならない。待機期間35年以上の被保険者は年金繰り上げ受給が申請可能であるが、ZFは毎月「0.3%」減額される²⁾。減額された年金は、標準老齢年金支給期間を超えての生涯年金受給期間に適用され、「遺族年金」や年金に加え支給される「基礎年金手当」(Grundrentenzuschlag)³⁾にもこの減額が適用される (DRVB: Nr. 200: 4-7, 17-20, July 2021)。

②在職と年金保険料

従来は、年金繰り上げにより年金全額を受け取りながら在職の場合、「年金保険料免除」であったため、年金受給開始年齢に達していない場合でも、年金保険料を支払う必要がなかった。2016年11月、「柔軟年金法」(Flexirentengesetz)が制定され(2017年7月1日施行)、高齢者の継続就業を促進するため、繰り上げ受給者の追加報酬上限、老齢年金受給者の任意保険料納付制度が導入された。

2017年7月からは、繰り上げ受給者は公的年金受給開始年齢になるまで年金保険料納付が義務となった。「在職」の場合、年金保険料を納付することによって、標準受給年齢に達した後の年金額が高まることになる。また、年金繰り上げにより、老齢年金は毎月0.3%が減額されるが、50歳から早めに特別納付(Sonderzahlungen)をすれば、後の年金減額を調整することも可能になった。

2) 在職と追加報酬限度額

①追加報酬限度額(年間6,300ユーロ)

年金を繰り上げ受給しながら「在職」の場合、追加報酬(Hinzuverdienst)⁴⁾には上限がある。2017年7月1日からの追加報酬限度額(Hinzuverdienstdeckel)は「全国一律の年間6300ユーロ」である(SGBVI § 34②)⁵⁾。この限度額を超える追加報酬は12で割り、その40%が年金月額から差し引かれ、年金受給者は減額された部分年金⁶⁾を受給する(SGBVI § 34③)。

年金繰り上げ受給者として追加報酬を得る人は誰でも、年金保険機関に雇用を報告し、年末には証明書を提示するのが義務付けられている。保険機関は差し当たり、年金を前払いし、その後、必要に応じて追加報酬で調整する(SGBVI § 34-3d)⁷⁾。

②障害年金と遺族年金の追加報酬限度額

障害年金の追加報酬限度は、完全障害と部分障害によって異なる。完全障害年金の限度は、年金繰り上げ受給と同じく年間6,300ユーロで、これを超える金額は年金から40%差し引かれる。部分障害年金の限度は、個別に計算され、年金受給前の過去15年間の最高給与が決定的である。遺族年金の場合、孤児年金の受給者は、追加報酬上限に注意する必要がないが、寡婦(夫)年金を受給する場合、同じく追加報酬上限が適用される。

3) 追加報酬限度額の COVID-19パンデミック特例

2020年春に議決された社会保障パッケージ(Gesetz für den erleichterten Zugang zu sozialer Sicherung und zum Einsatz und zur Absicherung sozialer Dienstleister aufgrund des Coronavirus SARS-CoV-2: 略称、Sozialschutz-Paket)により、2020~2022年には、追加報酬限度額6,300ユーロ(Hinzuverdienstdeckel)の適用(SGBVI § 34)が停止されると共に、特別規定が適用され(SGBVI § 302⑧)、年金繰り上げ受給者の追加報酬限度額は2020年44,590ユーロ、2021年46,060ユーロ、2022年42,000ユーロへと大幅に引き上げられた。2023年からは再び本来の限度額である6,300ユーロに戻る。

限度額の臨時的な引き上げの背景には、COVID-19パンデミックにより、特に医療スタッフへの需要が高まり、他のシステム上の重要な分野でもスタッフが不足していたことをうけ、年金繰り上げ

受給者が追加報酬限度による年金減額の恐れから臨時雇として働くことを拒否しないようにし、労働市場で自由に雇われるようにするためであった（Erstes Sozialschutz-Paket, März 2020）。

2020年（2020年12月31日まで適用）追加報酬限度44,590ユーロは、2020年の基準値（Bezugsgröße: 2年前のドイツでの平均賃金を反映して決め、社会保険ではさまざまな計算に使用される）月額3,185ユーロの14倍から計算された。因数14は、月額3,185ユーロの12か月分と特別支払い3,185ユーロの2回分である。このシステムは2021年と2022年にも適用され、2021～2022年の基準値月額3,290ユーロの14倍である46,060ユーロ追加報酬制限が設定された。

この2020～2022年の追加報酬制限の特別規定は、すべての年金繰り上げ受給者（新規と既存受給者も含まれる）に適用される。ただし、特別規定は「障害年金の追加報酬限度額」と「遺族年金の報酬算定」には適用しない。完全障害年金の追加報酬限度額は、労働保護安全管理法（Arbeitsschutzkontrollgesetz）に基づき、6,300ユーロのままであり、部分障害年金は其々の追加報酬上限による（DRVB: 31. Auflage, Nr. 206, Jan. 2022, HAUFE HP: Hinzuverdienst）。

4. 老齢年金の年金繰り下げ受給

①繰り下げと受給年齢係数（ZF）の増額率⁸⁾

標準受給開始年齢に達し、待機期間5年を満了する場合、標準老齢年金の全額が受給できる。年金の受給時期を繰り下げの場合、または年金を「部分年金」として受給する場合、未受給年金部分に関してはZFに割増率がつく（1992年の年金受給開始者から実施）。年金が請求されなかった暦月ごとに、ZF（受給年齢係数）は5%ずつ高まり、1年間後は6%、2年後は12%、3年間後は18%高まる。年金増額は全体支給期間にも適用される。但し、繰り下げによる貨幣価値も考慮しなければならない。

②年金受給開始・在職・年金保険料

年金受給開始年齢に達し、年金全額を受給しながら「在職」の場合、追加報酬上限はないため、無制限で追加報酬を稼ぐことができ、年金は減額にならない（年金以外の追加報酬による年金減額はない）。また、年金保険に在職を報告する必要もない。

年金受給開始年齢後は、年金を受給しながら在職の場合、原則として年金保険料の被用者負担分は納付義務ではなく免除されるが、事業主の保険料分担金は納付義務である（これは年金受給者の年金には影響を与えない）。2017年7月からの柔軟年金法施行により、年金受給者は被用者負担保険料の「免除」または「納付」が自由選択でき（失業保険の保険料は納付する必要がない）、在職しながら保険料納付を続ければ、年に一回、年金が増額される（DRVB: 16. Auflage Nr. 200: 6, July 2021, DRVB: 31 Auflage, Nr. 206: 11-14, Jan. 2022）。

③年金繰り下げ・在職・年金保険料

年金を繰り下げし、在職により保険料納付を続ければ、被用者本人の納付だけでなく、事業主の保険料納付も年金額に影響を与え、年金受給額はさらに高まる。ただし、保険料納付の場合は、「保険料納付義務免除を放棄し、引き続き年金保険料を納付する」ことを雇用主に説明する必要がある

る。例えば、年金受給を2年繰り下げると、年金計算式に基づくZFの12%増額（月0.5%×24カ月）、保険料納付に基づく約5%増額により、年金は合計17%まで高まる⁹⁾。

<図表7>老齢年金種類別特徴

必要条件	標準老齢年金 (Regelaltersrente)	長期被保険者 (langjährig Versicherte)	特別長期被保険者 (besonderslangjährig Versicherte)	重度障害被保険者 (Schwerbehinderte)
受給 最低年齢	・65歳 ・1947～1963年生まれ： 65歳から67歳へ段階的 引上げ	・63歳	・63歳（減額なし）	・60歳 ・1952年生まれから 60歳から62歳へ段階的 引上げ
正常の 年金受給開 始年齢	・1946年生まれ：65歳 ・65歳から67歳へ段階的 引上げ ・1964年後生まれ：67歳	・1946年生まれ：65歳 ・1947～1963年生まれ： 65歳→67歳 ・1964年後生まれ：67歳	・63歳（1952年生まれま で） ・1953～1963年生まれ： 63歳→65歳 ・1964年後生まれ：65歳	・63歳（1952年生まれま で） ・1953～1963年生まれ： 63歳→65歳 ・1964年後生まれ：65歳
特別条項	(保護規定：Vertrauensschutz) 1964年1月1日前の生まれ で、鉱業の解雇労働者 の調整金受給者：「65歳」 から「減額なし」年金受 給	(保護規定：Vertrauensschutz) 1964年1月1日前生まれ で鉱業解雇労働者調整 金受給者：①65歳から 「年減額なし」年金受給。 ②62歳から年金繰り上 げ可能「10.8%減額」 (0.3%×3年) ③長期鉱 山労働者（保険料納付 25年以上）：60歳→62歳 (減額なし)	・2012年制度導入 ・2014年7月1日からは 63歳、2029年からは65 歳で受給開始 ・年金繰り上げ請求で きない	1964年1月1日前生まれ で、2007年1月1日に重 度障害があり、鉱業の 解雇労働者の調整金 を受給する場合：①「63 歳」から「年金減額な し」で受給。②60歳で 年金繰り上げの場合 は10.8%減額(0.3%×3 年)
待機期間	・5年	・35年	・45年	・35年 ・重度障害証明書
待機期間の 適用種類	・保険料納付期間 ¹⁾ ・補充期間 ²⁾ ・年金分割期間 ³⁾ ・ミニジョブ期間、等	・保険料納付期間 ・補充期間 ・年金分割期間 ・ミニジョブ期間 ・加算期間 ・配慮期間 ⁴⁾ 、等	・義務保険料納付期間 ・補充期間 ・配慮期間 ・ミニジョブ期間 ・加算期間 ・配慮期間 ・任意保険料期間 ⁵⁾ ・失業給付金受給期間、等 ⁶⁾	・保険料納付期間 ・補充期間 ・年金分割期間 ・ミニジョブ期間 ・加算期間 ・配慮期間、等
年金繰上げ (年金減額)		・年金繰り上げ申請可能 ・月0.3%減額（最大14.4% まで：0.3×48か月）		・年金繰り上げ申請可能 ・1953～1963年生まれ： 60→62歳 ・月0.3%減額
年金繰上げ と在職・追 加報酬限度		(追加報酬限度あり) ・年金保険料納付義務 ・追加収入限度6300ユーロ (2020～22年は限度引上げ)		(追加報酬限度あり) ・年金保険料納付義務 ・追加収入限度6300ユーロ (2020～22年は限度引上げ)
老齢年金 開始と在職	・在職の場合：追加報酬の上限なし / 年金減額なし ・在職と年金保険料：義務なし・選択可能（納付すれば増額、失業保険の納付は不要）			
年金繰下げ と在職	・繰り下げ月ごとに0.5%増額（1992年から年金が開始される受給者から有効） ・在職の場合：追加報酬の上限なし / 年金減額なし ・在職と年金保険料：義務なし・選択可能（納付すれば増額、失業保険の納付は不要）			

出典：BRVB, Nr. 206, Jan. 2022. DRVB HP: Mindestversicherungszeit, DRVB HP: Altersrente für langjaehrig Versichert, BRVB: Nr. 106, Oct. 2021, BRVB: July 2021, Nr. 200, July 2021により、筆者作成

注：1) 保険料納付期間は、強制保険料又は任意保険料が納付期間である。2) 補充期間 (Ersatzzeiten) は、保険料を支払わずに納付済み期間に算入される期間で、戦争捕虜、ナチスの迫害、旧東ドイツでの逃亡と政治的拘留などによる迫害期間が含まれる。3) 配偶者との年金分割期間・登録パートナーとの年金調整期間 (Versorgungsausgleich: 登録パートナーシップの終了による年金調整)、ミニジョブ期間、と補充期間等が配慮される。4) 加算期間 (Anrechnungszeiten: 病気、妊娠、失業、職業教育と大学通学により年金保険料を支払うことができない期間等)、配慮期間 (Berücksichtigungszeiten: 10歳未満の子の子育て期間等)、5) 合計18年間保険料が納付された任意保険料期間 (ただし、年金開始前の過去2年間に任意保険料を納付し、同じ期間に失業による算入期間がある場合は、適用しない)、6) 2014年5月の「年金給付改善法」制定 (2014年7月施行) による雇用促進給付金 (例: 失業手当・暫定手当・疾病手当 (特に病気手当や傷害手当) の受給期間、同時に強制保険料期間又は算定期間 (ただし、年金開始前の過去2年間に雇用促進給付金を受け取った場合。ただし、事業主の破産または完全廃業による給付金が条件付きである場合のみ配慮される)。

終わりに

ドイツでは高齢化率の高まりとともに、年金受給者数は増加し続けており、年金受給期間も長くなった。公的年金保険の財政的負担を軽減するための対策として、公的年金制度の改革により、老齢年金額の計算公式、標準老齢年金受給年齢、保険料率と給付額の上限を人口動態的变化に合わせて調整してきた。

2004年の年金改革では（2005年施行）、年金保険料は現役世代の負担にならないように、また年金受給者の所得減にならないように、2030年まで保険料率上限（Obergrenze）と年金額の下限（Untergrenze）を設けた。また、年金現在価値の調整式に持続可能性係数（Nachhaltigkeitsfaktor）を導入し、保険料納付者数と年金受給者数に合わせて年金給付金が調整できるようにした。2007年の年金改革により、老齢年金の標準受給開始年齢は2012年の65歳から段階的に引上げられ（1947年から1963歳が対象）、2032年には（1964年以後生まれから）67歳が受給開始年齢になった。2014年の年金給付改善法（RV-Leistungsverbesserungsgesetz）により、「45年以上長期被保険者」は63歳から「減額なし年金」が受給できるようにするとともに、1953年生まれからの年金受給年齢は63歳から65歳までに徐々に高められた。一方、2016年11月「柔軟年金法」制定（2017年7月施行）により、受給年齢の引き上げによって高齢者の所得減にならないよう、また高齢者の継続就業を促進するため年金受給者の追加収入限度額の見直しと任意保険料納付制度を導入した。

被用者対象の一般年金保険の老齢年金は、保険加入期間別に「標準老齢年金」「長期被保険者老齢年金」「特別長期被保険者老齢年金」「重度障害者老齢年金」の異なる名称で分かれており、受給開始年齢、繰下げ・繰上げ受給条件がそれぞれ異なる。従って、老齢年金受給申請者は受給時期を決定する際には、自分の健康状態と障害、労働市場の状況だけでなく、被保険者期間、受給可能年齢、年金繰り上げと減額率、年金繰り下げと割増率、全額年金受給と部分年金受給、在職老齢年金の場合は追加報酬限度と保険料納付などを考慮して決める必要がある。

注

- 1) 労働価値積立（Wertguthaben）は、労働者が残業をした場合に、その残業時間を銀行口座のように貯めておき、後日休暇などで相殺する制度である。1998年4月6日「Flexi I Gesetz」（柔軟な労働時間規制の社会法上の保護のための法律）、2009年1月1日「Flexi II Gesetz」（柔軟な労働時間規制の保護のための基本条件の改善及びその他の法律の改正のための法律）が施行され、労働時間貯蓄制度の根拠法としての役割を担っている。労働価値積立は、社会保険料支払いも念頭においた残業時間の合計や該当する支払金額の合計額で、企業が常に確実に保障しなければならない労働時間口座上の残高を指す。2015年時点で、この制度がある職場で働く者の割合は61%である（JIL HP: ドイツの労働時間口座制度、2016年12月、DRVB: 11 Auflage, Nr. 110, Dec. 2021）
- 2) 日本の老齢年金の年金受給開始時期は60～70歳まで選択できる。①60歳から65歳になるまでの間に年金繰り上げ受給が可能である。老齢厚生年金の場合、「60歳に達していること、被保険者期間が1年以上、保険料納付済期間等が10年以上」の三つの条件を満たしているときに、繰り上げ支給の請求を行うことができる。②65歳前に受給開始（繰り上げ受給）する場合、繰り上げ請求をした月から65歳到達月の前月までの月数に応じた減額率により、年金額は減額される。2022年4月から、この繰り上げ受

給の減額率は1月あたり0.5%から0.4%に変更された。1年繰り上げると4.8%減額となり、繰上げ最大減額率は24% (60月×0.4%) (繰上げ請求をした月から65歳到達月の前月までの月数) で、一生適用される。4%減額率は、1962年4月2日以降生まれの人から適用される。1962年4月1日以前生まれの人の減額率は5% (最大減額率30%) である。

- 3) ドイツでの「基礎年金」(Grundrente) は「低所得者向けの手当で」で2021年1月1日施行された。「待機期間33年以上」(基礎年金期間: Grundrentenzeiten) の長期被保険者が受給対象で、主に、雇用、子育て、または介護のための保険料納付義務期間が含まれる。年金、その他の課税所得および課税キャピタルゲインは、手当と相殺される (DRVB: Nr. 106: 14, Oct. 2021)。
- 4) 追加報酬としてみなされるのは、従業員の場合は税込み年間総所得、年間租税法上の利益 (農林業・一般営業・自営業による課税所得)、および同等の所得 (例: 国会議員報酬など) である。
- 5) 2017年7月「柔軟年金法」施行前は、月額450ユーロ、また年に2回 (即ち900ユーロ) までは年金が減額されることなく追加で稼ぐことができた ($(12 \times 450 \text{ユーロ}) + (2 \times 450 \text{ユーロ})$)。追加報酬上限を1セントでも超えると、次の低い段階の年金減額になり、追加報酬額に応じて、年金は3分の2、半分、3分の1、または最後にはゼロまで減額された。
- 6) 例えば、年金繰上げ受給額は月950ユーロで、さらに、在職により月額1,510ユーロ (年間18,120ユーロ) を稼ぐ。6,300ユーロの控除額を超える11,820ユーロの12分の1は985ユーロである。この金額の40% (追加報酬の月額985ユーロ×0.4) の394ユーロは年金と相殺される。年金月額950ユーロから394ユーロが差し引かれ、年金月額は556ユーロになる (DRVB: 31 Auflage, Nr. 206: 5-6, Jan. 2022)。
- 7) 年金開始までに働くか、年金開始後に働くかに関係なく、年金保険機関は2段階で追加報酬を確認する。まず、年金開始まで、または、雇用開始まで、就業の予想見込み額を伝える。次に年金保険機関は追加報酬の予想見込み額に基づき、現在の暦年の年金額 (翌年の6月30日までの期間) を計算し、予想額を作成する。翌年の7月1日時点で、過去1年間の実際の追加報酬額と見込み追加報酬額と一致するかを比較する。この手順を Spitzabrechnung という。金額が一致しない場合、年金は遡って再計算される。過払いがある場合は、返済する必要があり、いままでの年金が低すぎた場合は、追加支払いを受け取る。この時点で、次の12か月の新しい予想額が作成される (DRVB: 31 Auflage, Nr. 206: 8-9, Jan. 2022)。
- 8) 日本の場合、受給開始を65歳後に繰り下げる場合 (繰り下げ受給)、年金額が増額され、70歳を選択した場合、65歳と比較して「最大42%増額」。③65歳以上で、働きながら老齢厚生年金を受け取る時は、報酬や賞与額に応じて、年金の一部が支給停止される場合があるが、その場合は支給停止となる額を差し引いた支給額が増額の対象となる)。例えば、65歳以上のとき、継続雇用による年金支給停止額は「年金と賃金の合計が47万円以上」である (支給停止額 (月額) = $\{ (年金 + 賃金) - 47 \text{万円} \} \times 2 \text{分の} 1$)。
- 9) 1957年生まれの前平均所得者で、待機期間45年の被保険者の場合、65歳11か月で標準受給年齢に達し、旧西ドイツで1,538.55ユーロの税込み年金を受け取ることになる。年金開始を2年繰り下げるとともに、「在職」により保険料納付を続けられ、年金現在価値に基づき、1,799.76ユーロに増加する (約17%の増額: 年金公式での12% (月0.5%×2年) の増額と、2年間の保険料納付による増額5%) (DRVB 31. Auflage, Nr. 206: 11-12, Jan. 2022)。

参考文献

(日本語)

斐 海善「ドイツの公的年金制度の歩み (Ⅱ): ドイツ再統一から2014年年金改革まで」筑紫女学園大学『研究紀要』第17号、2022年1月、pp. 73~85

斐 海善「ドイツの公的年金制度の歩み（Ⅲ）：2016年年金改革から2022年改正案まで」筑紫女学園大学『人間文化研究所年報』第33号、2022年8月、pp. 93～106

<https://www.jil.go.jp>, JIL HP「ドイツの労働時間口座制度」2016年12月
(ドイツ語)

Bundesministerium der Justiz (BMJ) & Bundesamt für Justiz (BfJ), Sozialgesetzbuch Viertes Buch (SGB IV), Gemeinsame Vorschriften für die Sozialversicherung

Bundesamt für Justiz (BfJ), Sozialgesetzbuch (SGB) Sechstes Buch (VI), Gesetzliche Rentenversicherung Deutsche Rentenversicherung Bund (DRVB), *Wertguthaben übertragen*, 11 Auflage, Nr. 110 Dec. 2021

Deutsche Rentenversicherung Bund (DRVB), *Rentenberechnung*, 25 Auflage, 2021

Deutsche Rentenversicherung Bund (DRVB), *Rentenanpassung: Renten steigen 2022 deutlich*, 22. 03. 2022

Deutsche Rentenversicherung Bund (DRVB), *Rente mit 67: Wie Sie Ihre Zukunft planen können*, 6 Auflage Nr. 106, Oct. 2021

Deutsche Rentenversicherung Bund (DRVB), *Die richtige Altersrente für Sie*, 16. Auflage Nr. 200, July 2021

Deutsche Rentenversicherung Bund (DRVB), *Altersrentner: So viel können Sie hinzuverdienen*, 31. Auflage, Nr. 206, Jan. 2022

<https://www.deutscherentenversicherung.de>(DRVB HP), Mindestversicherungszeit

<https://www.deutscherentenversicherung.de>(DRVB HP), Altersrente für langjaehrig Versicherte

<https://www.fokus-sozialrecht.de>, Erstes Sozialschutz-Paket, März 2020

<https://www.haufe.de>(HAUFE HP), Hinzuverdienst: 2.1.3 Hinzuverdienstdeckel

謝辞：本研究は、2022年度筑紫女学園大学特別研究助成費による研究成果の一部である。

(ベ・ヘション：アジア文化学科 教授)